

令和6年6月7日

(名称) 厚沢部町地域公共交通活性化協議会

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

厚沢部町においては、広域幹線として函館バスを実施主体とする函館・江差間を運行する路線バスが主な公共交通機関となっている。

また、支線としては、マルジュウ高田を実施主体とする江差高校通学向け乗合バスを運行している。主な利用者は江差高校へ通学する高校生であること、また、買い物、通院等の日常生活を目的とする移動手段の役割を担っており、地域拠点へ接続することで広域への移動も可能とするなど、広域幹線を補完する欠かせない路線になっている。

一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

○江差高校通学向け乗合バスの利用者数

【現状】1名～2名

【目標値】函館・江差線沿線外から通学する江差高校生の6割

○江差高校通学向け乗合バスの収支率

【現状】－

【目標値】運行経費に対する運賃収入の割合 20%

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>支線を維持することにより、江差高校への通学、買い物、通院等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者）</li> <li>・ 高校生通学バス定期券購入補助（町）</li> <li>・ 分かりやすい路線図及び時刻表を作成し、集客施設への掲示・町民への配布（事業者、町）</li> <li>・ 小学校、中学校の特定の学年、町内会、老人クラブ等へ地域公共交通の乗り方講座を開催（事業者、町）</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付 一部江差町内を走行する路線については、江差町の費用負担及び江差町の利用はなく、江差町地域公共交通計画においても位置付けられていない。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「江差高校通学向け乗合バス」については、その運行に係る費用総額のうち、厚沢部町から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数については、実施主体であるマルジュウ高田からの実績報告により把握</li> <li>・ 収支率については、実施主体であるマルジュウ高田からの実績報告及び町決算額により把握</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5を添付</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>① 車両の代替による費用削減等の内容          ※該当なし</p>
<p>② 代替車両を活用した利用促進策          ※該当なし</p>

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
【令和4年度】	
・令和4年6月6日(第1回)	協議会設立、役員選出、交通計画について、公共交通等の現況について
・令和4年9月16日(第2回)	交通計画(案)について
・令和4年11月29日(第3回)	交通計画(案)について
【令和5年度】	
・令和5年10月10日(第1回)	委員の変更、交通計画について、江差高校通学向け乗合バス運行事業者の選定、今後の進め方について
・令和5年12月4日(第2回)	函館バスとの「館・稲見線」に係る協議状況、江差高校通学向け乗合バスの運行計画の考え方
・令和6年1月18日(第3回)	江差高校通学向け乗合バスの運行計画承認、江差高校通学向け乗合バスの愛称について、交通空白地有償運送の概要について
・令和6年3月6日(第4回書面)	交通空白地有償運送の承認について、交通計画の一部改正について
【令和6年度】	
・令和6年6月7日(第1回)	委員の変更について あっさぶ江差高校バスの運行計画の承認について、地域公共交通計画認定申請(フィーダー補助)について あっさぶ江差高校バスの利用状況について 交通空白地有償運送事業の利用状況について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ①厚沢部町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、3回にわたって協議会で議論を行った。
- ・町内会連絡協議会
- ②厚沢部町地域公共交通活性化協議会に参加していない以下の団体からヒアリングを実施。
- ・厚沢部町国民健康保険病院
  - ・道立江差高等学校
- ③町内3地区における住民ヒアリングを実施。
- ・下地区（令和4年1月20日実施）
  - ・鶉地区（令和4年1月21日実施）
  - ・館地区（令和4年1月21日実施）
- ④第6次厚沢部町総合計画の策定にあたり、令和元年12月に町内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象にアンケート調査を行った。
- ⑤江差高校へ通学する生徒の保護者へ説明会及びアンケート調査を実施
- ・説明会（令和6年1月実施）
  - ・アンケート（令和6年1月、2回実施）
- 上記ヒアリング、アンケート等の結果をもとに、内容を厚沢部町地域公共交通計画に反映している。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 檜山郡厚沢部町新町 207 番地

(所 属) 厚沢部町政策推進課

(氏 名) 木口孝志

(電 話) 0139-64-3312

(e-mail) s-seisaku@town.assabu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。